

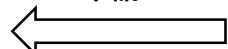
いわき市における時短要請（飲食店）協力金

いわき市内を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、原則として令和3年8月8日（日）午後8時～令和3年9月1日（水）午前5時までのすべての期間において、午前5時～午後8時までの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえで**全面的**にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付いたします。

【1 事業スキーム】



申請



協力金

いわき市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受け、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行う店舗を運営し、下記の【2 対象となる主な要件】を満たした事業者

（※対象外となる店舗の例は別紙をご参照ください。）

【2 対象となる主な要件】

- (1) いわき市内に対象店舗を有すること。
- (2) 対象店舗において、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年8月8日（日）午後8時～令和3年9月1日（水）午前5時までのすべての期間において、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、終日酒類の提供を自粛すること。※1※2※3
- (3) 店内にカラオケ設備がある場合、終日利用自粛すること。
- (4) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。等

※1 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年8月8日（日）午後8時～令和3年9月1日（水）午前5時までの期間、休業している場合も含まれます。

※2 通常の営業時間が午後8時までであった店舗は、交付対象外となります。

※3 原則として令和3年8月8日（日）午後8時から令和3年9月1日（水）午前5時までのすべての期間において、全面的に時短要請にご協力いただけない場合は交付対象外となります。（遅くとも8月16日（月）までに時短要請に協力いただく必要があります。）

【3 交付額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～75,000円	75,000円～25万円	25万円～
中小企業	A 売上高方式	3万円/日	3～10万円/日	10万円/日
	B 売上高減少方式	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】 20万円		
大企業（売上高減少方式）				

※中小企業はAまたはBのいずれかの方式を選択可